

寄附金受入規定

令和6年7月6日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本放射光学会（以下「本会」という）が寄附金を受け入れるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、学会活動を財政的に支援する目的で寄附される現金をいう。

(受入れの方針)

第3条 寄附金は、学会の運営上支障がないと認められる場合は、積極的に受け入れるものとする。

(受入れの制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金を受け入れることができない。

- 2 反社会的団体若しくは政治・思想的企業、又はそれらと関係のある個人からの寄附にかかるもの
- 3 企業、団体、個人の売名を目的とするもの
- 4 利益誘導のあるもの

5 その他会長が特に学会の運営上支障があると認める場合

(受入れの申込み・決定等)

第5条 寄附金を寄附しようとする者は、書面（電子可読形式によるものを含む）にて申し込みを行う。

2 前項により寄附金の申し込みを受理したときは、第4条の基準に該当しないことを確認のうえ、会長は受け入れの可否を決定し、評議員会へ報告する。

3 受け入れが決定したときは、寄附者に対してその旨を通知する。

4 寄附金を受領した後、会長は礼状及び受領書を寄附者に送付する。

(雑則)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議を経て行う。

この規程は、令和6年7月6日から施行する。